

令和5年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月14日(採決)

令和5年 第3回 定例会 会議録

日時 令和5年9月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
		11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

10番 村瀬敬太郎

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長補佐	宮原高史
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	有隅伸
社会教育課長補佐	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は、村瀬議員から欠席届が提出されておりますが、定足数に達しておりますので開議は成立いたします。

なお、執行部では村瀬健康課長が忌引きのため欠席、代理で宮原課長補佐、そして藤社会教育課長が病気療養のため欠席しておりますので、横内課長補佐がそれぞれ代理出席しております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はタブレット掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について、

本議案は専決処分がなされたので、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の内容は、令和5年7月8日からの大雨で発生した災害の復旧のため、一般会計予算を760万円増額補正するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億3,717万円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認め、次に討論に移ります。

討論はございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第63号「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第63号「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」

本議案の制定の主な内容は、故柳池フサエ氏及び故柳池義晴氏からの寄附金を故人の意思に基づき、町の教育及び地域振興に係る施策の財源に充てるための基金として積み立てること・基金の運用管理のこと・基金の処分のことなどを本条例で規定するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で、質疑がありましたので説明をいたします。

「相続に関してはきちんと調査出来ているのか」と、そういった質問があり、「弁護士のもと遺産相続に関しては調査されている」と、そういった回答がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

はい、質疑なしと認め、討論を行います。

討論ございませんか。

はい、討論はないようですので終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第64号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会 委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第64号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案の制定の内容は、実施区域で変更となる田中区域内の、健康広場と田中公園の町名について改正を行うものであります。この条例については、令和5年11月11日から施行されます。質疑討論を行いましたがおもにございませんでした。審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので、次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第65号「子育て支援策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第65号「子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」

本議案は、子育て支援の施策として公費医療に係る保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るものであります。

改正の内容は、未就学（小学校入学前の子ども）については、入院・入院外にかかわらず自己負担なしになります。また、小学生中学生の子どもについては、入院は自己負担なし、入院外の自己負担額はひと月に500円とするものでございます。

以上、関係条例の一部を整備するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

今後、ひとり親家庭の高校生などの見直しを検討されるのか、という質疑がございました。今回の改定は、糟屋郡の中南部6町があわせて進めたもので、高校生の無償化についてはそういう方向で検討されている、という回答がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、討論なしと認めます。

ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第66号「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定について」

改正の内容は、オアシス篠栗入浴料 330 円の料金区分を、「15 歳以上 60 歳未満」から「15 歳以上 65 歳未満」に変更するものでございます。

変更の理由は、世界保健機関の定義や法令等では 65 歳以上を高齢者と定めており、入浴料金の区分をこの定義に合わせることで、また近隣町においても高齢者利用の料金区分は 65 歳を基準として設定されております。

今後のスケジュールは、10 月から 12 月にかけて広報・ホームページ・館内掲示で周知するとのことでございます。

この条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

町内外の利用者の割合はどのくらいか。

コロナ前は約町内 4 割・町外 6 割だったが、再開後はおおむね半々、という回答がございました。

価格設定は近隣町と比べてどうか。

志免町や小郡市の同施設と比べても安い、との回答がございました。

サウナの再開はどうなっているのか。

健康課にもたくさんの意見をいただいている。今のところ、高齢者の命を守るという観点から協議中である、という回答がございました。

このサウナの件につきましては、ほかの委員からも、サウナは人気があるし楽しみにしてある方も多いため、あまり後ろ向きにならないで、露天風呂も含めて、再開を前向きに検討してもらいたい、との要望がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 67 号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 67 号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

主な改正の内容は、児童福祉施設及び放課後児童健全育成事業において安全計画及び業務継続計画等の策定を義務づける規定を新設するものであります。

その中には、認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて「幼児等の所在確認」と「安全装置の装備」を義務づける規定が新設されております。

また、感染症及び食中毒の予防等に必要な措置の明確化及び放課後児童支援員の資格要件を定めるものであります。

この条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行されます。

当委員会において、審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)



○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第68号「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案の主な改正内容は、現金での精算や入庫時の非接触型ICカードの取扱いを規則の中で取り扱うようにしたこと。また、料金改定の内容ですが、3時間無料としていたところを1時間無料に、1時間を超え5時間までが100円、5時間を超え10時間までが200円、10時間を超える場合300円に2時間までごとに100円を加算するとのこととございます。

なお、今後のスケジュールについては、10月1日から現金精算の取扱いを開始いたします。

料金改定におきましては、議会承認後にホームページやLINE・広報ささぐり等を活用し周知を図り、令和5年12月1日から新料金を適用いたします。

この条例については令和5年10月1日から施行し、料金改定は令和5年12月1日から施行されます。

当委員会の中で、質疑がありましたので説明をいたします。

クリエイト等施設を利用した場合、今まで3時間以内が無料だったのが改定後は100円払うことになるのか、との質問があり、社会教育課と協議し、施設を利用されたりイベントで使用した場合は、機械を通して今までどおり無料で対応したいと考えている、との回答がございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号「令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第69号「令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案の決算の概要は、歳入総額126億2,418万1,950円、歳出総額120億6,113万3,300円、歳入歳出差引額5億6,304万8,650円です。翌年度へ繰り越すべき財源は、一般財源で繰越明許費繰越額3,112万円。

よって、実質収支額は5億3,192万8,650円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようですので、次に討論に入ります。

討論はございますか。

はい、討論なしと認め、採決に移ります。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第9、議案第70号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第70号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案の決算の概要は、歳入総額26億8,148万6,113円、歳出総額26億3,242万7,159円、歳入歳出差引額4,905万8,954円です。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は4,905万8,954円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第10、議案第71号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第71号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案の決算の概要は、歳入総額4億5,545万7,811円、歳出総額4億5,280万6,739円、歳入歳出差引額265万1,072円です。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は265万1,072円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第11、議案第72号「令和4年度篠栗町水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第72号「令和4年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ

いて」

本議案の剰余金の処分及び決算の概要は、未処分利益剰余金建設改良積立金に5,644万5,000円を積み立てるものとし、決算額の概要は収益的収入額6億1,213万664円、収益的支出額5億3,698万2,228円、資本的収入額1億7,000万円、資本的支出額3億3,094万8,010円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査していますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました但し討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第12、議案第73号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。横山委員長。

○決算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第73号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案の剰余金の処分及び決算の概要は、未処分利益剰余金減債積立金に7,510万809円を積み立てるものとし、決算額の概要は収益的収入額9億133万61円、収益的支出額8億2,819万810円、資本的収入額3億6,064万5,

400円、資本的支出額5億4,982万9,955円でございます。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は委員長の報告の通り認定されました。

日程第13、議案第74号「令和5年度佐々町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第74号令和5年度「篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」

本議案は、令和5年度篠栗町一般会計の既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6億9,723万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ121億3,440万7,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費において、庁舎防災関連改修設計委託料に1,818万2,000円、産業団地法面調査委託料に1,133万1,000円、池の端区防風柵設置工事に2,805万円。民生費、勢門幼児プール解体工事に3,661万4,000円。商工費、町のPR動画、デジタル広告実施、プロモーション企画業務委託などに1,385万円。土木費、池の端地区防災工事に2,300万円。

諸支出金、柳池フサエ教育地域振興基金積立金 3 億 4,410 万円を補正するものです。

主な歳入では、寄附金 3 億 4,410 万円の増、繰越金 3 億 8,192 万 8,000 円の増、町債 1 億 551 万 1,000 円の増、繰入金 3 億円の減とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 74 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 75 号「令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 75 号「令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」

本議案は、令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計の既定の予算に歳入歳出それぞれ 5,039 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 3,110 万 4,000 円とするものであります。

補正予算内容は、前年度繰越金の確定及び産休代替職員の人件費として、歳入において繰入金を 133 万 4,000 円、繰越金を 4,905 万 8,000 円。歳出に

において、人件費 1 3 3 万 4, 0 0 0 円、一般被保険者保険医療機関等保険者負担金 4, 9 0 5 万 8, 0 0 0 円の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 7 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5、議案第 7 6 号「令和 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 7 6 号「令和 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」

本議案は、令和 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計の既定の予算に歳入歳出それぞれ 4 8 6 万 4, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9, 0 9 9 万円とするものであります。

補正予算の内容は、滞納繰越額及び前年度繰越額の確定によるもので、歳入において後期高齢者医療保険料滞納繰越金 2 2 1 万 4, 0 0 0 円、前年度繰越金 2 6 5 万円、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金 4 8 6 万 4, 0 0 0 円の増額補正をするものであります。



全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第1号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、全員協議会において協議を行い、議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長をもって意見書案の朗読をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） 意見書案第1号

篠栗町議会 議長 荒牧泰範 殿

「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月14日

(提出者) 篠栗町議会議員 横山和輝

(賛成者) 篠栗町議会議員 今長谷武和、村瀬敬太郎、栗須信治、古屋宏治、品川  
静、太郎良瞳、門馬良、吉本文枝、浦野雅幸、崎山佐穂

提出の理由、森林整備をより効果的に推進するため森林環境譲与税について、現行基準では人口の多い自治体に多く配分されているものを、我が町のように林業に係る財源需要の多い自治体に、より多く配分されるよう譲与基準の見直しを整備する。

「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」

我が国の森林は、国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として、令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により想定以上のコストがかかっていること。

また、近年多発する豪雨によって、起こる土砂崩れや洪水・浸水といった下流部の都市住民にも、被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成、担い手確保といった取組を今後本格化させていくためには、多くの森林を抱える我が篠栗町では、今の譲与基準のままでは森林整備の費用には不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月14日 篠栗町議会 議長 荒牧泰範

(意見書提出先) 内閣総理大臣 殿、総務大臣 殿、財務大臣 殿、  
農林水産大臣 殿、衆議院議長 殿、参議院議長 殿

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの意見書案に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

早速採決に移ります。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 出席者全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第17、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生常任両委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに記載の申請書のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。総務建設・文教厚生両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けいたしますが、質疑はございますか。

はい、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがございましたら、どうぞ。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和5年第3回定例会の閉会にあたり御挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。「糟屋郡公平委員会委員の選任について」「篠栗町教育委員会委員の任命について」等の人事案件6件、「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」など条例案6件、令和4年度「一般会計」「特別会計」の決算の認定について3件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、専決処分の承認分も含め令和5年度補正予算の4件、上程いたしました21議案すべてにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

ありがとうございました。

総務建設・文教厚生両委員会では、各議案に対して熱心に御議論いただきました。どうもありがとうございました。

また一般質問の際にも様々な御意見をいただきました。こうした住民の皆様の直の声に基づく新規・改善の御要望に対しましては、執行部も早急に対処しなければならないと判断したものについて、優先順位を上げて今後も対応してまいります。

可決いただきました議案のうち、議案第63号「篠栗町柳池フサエ教育地域振興基金条例の制定について」は、篠栗町内在住であった故柳池フサエ氏及び故柳池義春氏からの多額の寄附金を故人の意思に基づき、町の教育及び地域振興に係る施策の財源に充てるための基金として積み立てるため制定したものでございます。今後は、篠栗町の次代を担う子どもたちを大きく育てるための、活用方法を議員の皆さんと知恵を絞りながら検討してまいりたいと考えます。

改めて、高額の御寄附をいただきましたことに町民を代表いたしましてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

令和4年度一般会計の決算は、歳入総額126億2,418万2,000円、歳出総額は120億6,113万3,000円でした。篠栗町の財政力指数、経常収支比率等は大きく変化はしておらず、監査委員からは4年度篠栗町健全化判断比率等審査意見書において、良好な状態にあると認められるとの意見をいただきました。とはいえ、財政課長が決算概要を説明した際申し上げましたように、歳出面では、高齢者、障がい者支援や、次世代育成支援など、扶助費は年々増加することが予想されます。

また、人件費や物件費、ごみ処理施設の建て替えを計画している須恵町外二ヶ町清掃施設組合や粕屋南部消防組合への繰り出し金の増加等による、一部事務組合に対する分担金等も含め、一般財源において、歳出が増加傾向であることや、個別施

設計画に基づく公共施設の大規模改修時期が迫っていることもあり、歳出の縮減を図る構造的な改革が引き続き必要であると考えております。

一方、歳入では経済状況の回復などにより、地方税の増収が見込まれますが、篠栗北地区産業団地からの本格的な税収増は令和6年度以降になることから、交付税算入がある地方債の償還が終了することで地方交付税が減少することなどを考え、一般財源の確保がさらに難しくなると予想されるため、ふるさと納税や補助金等の財源を積極的に確保することで、今後も単年度の歳入歳出の均衡を保ち、持続性のある財政運営を行っていくことが重要であると認識しております。

一昨年9月定例会の開会日に、2050年に温室効果ガス（二酸化炭素）実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の表明をいたしました。篠栗町の「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを推進し始めました。

環境省の補助金を活用して「篠栗町脱炭素ロードマップ策定」事業を行い、いよいよ篠栗町におけるカーボンニュートラルの目標達成に向けた計画的・具体的な事業計画の概要が確定いたします。次は補助事業を活用して公共施設のオンサイトPPAによる電力を蓄電し、非常用電源を安定的に準備するレジリエンスの強化を目指した具体的な事業を進める予定でございます。議会にしっかりと説明しながら、環境省等と連絡をとって進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、開かれた議会を目指して、当時の議員の皆様が、平成27年第1回定例会から取り組まれた本会議の同時配信が、今定例会では途絶えております。さらなる開かれた篠栗町議会を目指すためのあり方を検討するための一環であると理解しておりますが、町民の皆様からも待ち望む声を聞いております。ぜひ、早期に同時配信を再開していただきますよう、執行部からもお願いを申し上げます。

今後とも町職員一丸となって篠栗町の諸課題の解決のために努力して参りますので、議員各位におかれましては引き続きご指導・ご協力賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会令和5年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議誠にありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 以上で会議を閉じます。

これをもって、令和5年第3回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時48分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

---

篠栗町議会議員

品川 静

---

篠栗町議会議員

古屋 宏治

---